

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・住居費の減免措置に対する財政支援を求める意見書

東日本大震災の被災者が、住宅の全半壊や主たる生計維持者の死亡などの被害を受けた場合、市町村において、介護保険制度における利用者負担の減免措置がなされているが、本年7月の厚生労働省からの事務連絡により、今年10月からは減免額10分の8が国からの財政援助となり、復興を目指す自治体大きな負担となっている。財政支援の期間についても来年3月まで延長されているが、その後の取り扱いについては、いまだ未定である。また、介護保険施設における食費・居住費の減免措置に対する財政支援は、既に本年2月末で打ち切られている。

被災地では、今なお生活再建の見通しが立たない被災者も多く、生活環境の変化による体調悪化等により、介護や支援が必要となる要介護認定者等も増加しており、被災者に対する様々な支援の継続が求められている。

よって、国においては、生活再建に至らない被災者に対する利用者負担減免措置に対する財政支援を被災者の生活再建が実現するまで延長するとともに、介護保険料及び介護保険施設における食費・住居費に対する減免措置を再度財政支援の対象とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月13日

宮城県大河原町議会

衆議院議長 殿
参議院議長 平田 健二 殿
内閣総理大臣 野田 佳彦 殿
財務大臣 城島 光力 殿
厚生労働大臣 三井 辨雄 殿